

Q 6. 不当寄附勧誘防止法の成立・施行が、民法上の不法行為の認定に役立つ可能性はありますか。

不当寄附勧誘防止法第3条では、法人等が寄附の勧誘を行うに当たって十分に配慮しなければならない義務を規定しています。この規定は、配慮義務に反した勧誘が法人等によってなされた場合における民事的な法的効果を直接規定するものではありませんが、配慮義務として法律に定められることで、民法上の不法行為（民法第709条）の認定やそれに基づく損害賠償請求が容易になることが考えられます。

この法人等が寄附の勧誘を行うに当たって十分に配慮しなければならない義務とは、①寄附者の自由な意思を抑圧し、適切な判断が難しい状況に陥ることがないようにする、②寄附者やその配偶者・親族の生活の維持を困難にしないようにする、③勧誘する法人等を明らかにし、寄附される財産の用途を誤認させるおそれがないようにするとの3つを内容とするものですが、こうした配慮義務のほか、法人等が寄附の勧誘をする際の禁止行為や法律違反に対する行政上の措置、罰則など、不当寄附勧誘防止法の詳細につきましては、[こちら](#)を御覧ください。